

特定健康診査 問診票(令和5年度実施分)

令和 年 月 日

健康保険被保険者証
 本人(被保険者) 09111
 平成25年6月25日発行
 番号 21700023 番号 21
 氏名 藤田 太郎
 生年月日 平成 元年 5月 10日
 性別 男
 資格取得年月日 平成 25年 6月 1日
 事業所名称 株式会社
 保険者番号 010100116
 保険者名称 全国健康保険協会 文部
 保険者所在地 大阪府大阪市東区

事業所名			
健康保険証	記号		お名前 (自署)
	番号		

「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」第2条第2項の一(裏面参照)における既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)が必要となりますので下記質問にお答えいただきますようお願いいたします。

質問項目	回答 (どちらかに○)	
	はい	いいえ
① 現在、血圧を下げる薬を服用していますか。		
② 現在、インスリン注射又は血糖を下げる薬を服用していますか。		
③ 現在、コレステロールを下げる薬を服用していますか。		
④ 医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。		
⑤ 医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。		
⑥ 医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。		
⑦ 現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 (※「習慣的に吸っている」とは、「吸い始めて現在までの合計が100本以上」又は「6か月以上吸っている」ことで、かつ「最近1か月も吸っている」ことです。)		

※裏面に根拠条文を記載しておりますのでご参照ください。

機密性2

根拠条文

◎健康保険法(大正11年法律第70号)

(保健事業及び福祉事業)

第150条

2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康増進のために必要な事業を行うに当たって必要があると認めるときは、被保険者等を使用している事業者等(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第二条第三号に規定する事業者その他の法令に基づき健康診断(特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。)を実施する責務を有する者その他厚生労働省令で定める者をいう。以下この条において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

◎高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)

(特定健康診査等に関する記録の提供)

第27条

3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。

4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第125条第1項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

◎特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)

(他の法令に基づく健康診断との関係)

第2条 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令に基づき特定健康診査を実施した年度と同年度において加入者が次の項目について健康診断を受けた場合であつて、当該事実を保険者が確認した場合には、法第二十一条第一項の規定により、当該保険者は当該加入者に対し特定健康診査の全部または一部を行ったものとみなす。

一 既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。)

二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重及び腹囲の検査

四 血圧の測定

五 血色素量及び赤血球数の検査

六 肝機能検査

七 血中脂質検査

八 血糖検査

九 尿検査

十 心電図検査

十一 血清クレアチニン検査

(事業者等が行う記録の写しの提供)

第14条 保険者が、法第二十七条第二項の規定により加入者を使用している事業者等(法第二十一条第二項に規定する事業者等をいう。以下同じ。)又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写しは、第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しとする。

2 法第二十七条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たっては、電磁的方法により作成された当該健康診断に関する記録を記録した光ディスク等を送付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

◎個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(第三者提供の制限)

第23条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合